

第 4 回長久手町市制施行名称等検討委員会 議事要旨

議 事 概 要	
会議の名称	第 4 回長久手町市制施行名称等検討委員会
開催日時	平成 23 年 2 月 15 日（火）午前 10 時 30 分～11 時 30 分
開催場所	ながくてエコハウス 多目的室
出席者氏名	<p>18 名中 17 名出席（五十音順）</p> <p>委員 浅野 美喜男 委員 飯田 悦夫 委員 内田 憲男 委員 加藤 具己 委員 加藤 義郎 委員 須江 規代 委員 鈴木 芳晴 委員 永草 基己 委員 花井 裕司 委員 羽根 しげ子 委員 樋口 ひろみ 委員 日比野 等 委員 平松 弘子 委員 水野 賢二 委員 山田 せつ子 委員 與話 芳樹（副委員長） 委員 吉田 濱一（委員長）</p> <p>町（事務局） 参事 三浦 次郎 まちづくり推進部長 鈴木 孝美 企画政策課長 加藤 正純 市制施行準備室長 吉田 弘美 同市制係長 門前 健 同担当 大谷 悠</p>
欠席者氏名	委員 金田 礼市
傍聴者人数	4 人
会議の公開・非公開	公 開
審議の概要	長久手町市制施行名称等検討委員会答申について
問 合 先	長久手町まちづくり推進部企画政策課市制施行準備室 0561 - 63 - 1111 内線 253 0561 - 56 - 0600（直通）

■ 委員長あいさつ

委員長

本日は、お忙しい中、市制施行名称等検討委員会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。前回委員会では市の名称、市制施行の時期、住所表示の方法等について協議したところ、全会一致で承認いただいた。本日は、これまでの協議内容を踏まえ、どのように答申をまとめていくかについて決めていきたい。

■ 議題1 協議事項 長久手町市制施行名称等検討委員会答申について

委員長

まず、議題1 協議事項「長久手町市制施行名称等検討委員会答申」について、答申書（案）が示されているので、事務局より案の説明をお願いします。

事務局

（資料1「市の名称等について（案）」により、答申書（案）の内容について、市の名称は「長久手市」がふさわしい、市制施行の時期は「平成24年1月4日」が適当である、住所表示の方法は「現在の字名のみの表記」とすることが望ましい。ただし、同一の字名については、重複しないよう住所表示の方法に配慮されたい、とする旨、説明。）

事務局

本日ご用意した答申書の（案）は、まず、前回委員会で3つの協議事項それぞれに関して、議決していただいた結論を記述している。次に、この結論に至る過程において、住民への十分な周知や自治組織の明確化を懸念するご意見をいただいたので、今後、この結論に基づいて事務を進めていく上で、配慮すべき点を最後に記述している。

委員長

本委員会における3つの協議事項については、前回委員会で、すべて全会一致で議決しており、その協議結果が記述されているが、議決に至る過程では様々な意見があったので、特に配慮すべき点について最後に記述されている。具体的には、住民への周知を十分行うよう意見があり、また、住所表示の変更に伴い、現在ある区会など自治組織の区域が分かりづらくなる点を懸念する意見があったかと思うが、こうした意見が答申（案）に反映されている。

それでは、事務局から示された答申（案）に対し、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

委員

住所表示は大字名をなくすという案で前回委員会では全会一致で採決されたが、ぜひ「岩作」の地名は残してほしいという意見が地元住民から出ている。明治39年に3つの村が合併した後も長久手村の中心は岩作であり、農業、商業、行政の中心であった。それで今日の長久手がある。前は賛成で手を挙げたが、やはり大字名を残し、住所表示は大字名と小字名を併記する形でお願いしたい。

委員

住所表示について歴史や愛着もあると思うが、日常生活において住所を使用する比重が高いことから、前回委員会で採決した案が良いと思う。ただ、歴史ある地名をなくすというのは大きな損失であるので、こういった地名があったということを広報や観光、教育などの分野で発信していくべきである。住所表示がそうした郷土愛につながるのではなく、発信し、伝えていくことが郷土愛につながる。これから100年先、同じ住所表示とすることを考えると、後々の人たちのことを考えなければならない。

委員

実際に住所を使用する時に、大字を残した住所にするか、大字を残さずすっきりさせた住所にするか、と考えるとやはり住所をすっきりさせた方が後世のためには良いと思う。

委員

長久手には30年以上居住しているが、住所はやはり単純明快が良いと思う。「長久手町大字長湫～」という住所を説明することには抵抗を感じる。住所をすっきりさせれば、10年20年と年月が経てば慣れてくるものと考えられる。

委員

長久手の地名については、教育委員会でも古戦場資料館で特別展を開催しており、これからも毎年、歴史や地名は住民のみなさんに広くわかりやすく伝えていきたい。住所表示については、これまでの地名の歴史とは切り離し、短くした方が良いと思う。

委員

大草、北熊、上郷といった現在は住所として残っていない地名についても現在まで受け継がれており、地名の歴史というのは決して消えるものではない。住所表示は短くした方が良いと思うが、答申案にもあるとおり、住所表示とは別の考え方で自治組織の位置づけについては十分検討してほしい。

委員

平成の大合併で既存の自治体が合併して地名が変わってきている。地名が変わることについては住民のみなさんも抵抗があったのではないかと思うが、どこかで折り合っていかなければならない時もある。また、市制という大きなイベントがある中で、このチャンスを逃して現在の地名を引きずってしまうと、市制に代わるような大きなイベントがあるとは考えにくく、二度と住所変更ができなくなってしまう。

事務局

自治組織について、大草、北熊は明治11年に合併して熊張村となった後も区の名称として、上郷についても地域の名称として残っている。また、豊明市では、新しくできた団地のエリアを自治組織として条例や規則でエリアと名称を特定しており、こうして自治組織を明確にする方法がある。自治組織の在り方については町としても重要な課題だと認識しており、住所変更に伴う自治組織のエリアの再確認という意味では、それも1つの方法である。本委員会において、住所表示を短くするという方針をいただいたので、自治組織の在り方について今後住民に周知し理解をいただいでいく中で具体的な方法については今後示していきたい。

委員

岩作には区の財産もある。区では石作神社名義の財産管理もしているが、そうした組織はどのような方向性となるのか。

委員

長湫もかつては同じ方法であったが、人口が増加し、時代にそぐわなくなったため、区は廃止し、自治会連合会となった。景行天皇社名義の財産は別の組織となった。

事務局

自治組織と財産区の整理は、住所表示とは異質のものと考えている。そうした組織は従前のものを引き継いでいく。ただし、区がなくなるとの懸念があるため、答申文において「住所表示の変更に伴い、自治組織の位置づけについて検討する」と整理した。

委員長

住所表示と財産区とは別物と考える。住所表示として検討していただきたい。どのように従来の大字名を生かしていくのかは行政に任せることになる。

委員

今回答申案が示されているが、必ずしもこの答申どおりに事務が進められる訳ではないという解釈で良いか。例えば、住所表示について、字名を変更するようなことはあるか。

事務局

大字名はなくす方向であるが、字名を変更するというのではなく、現在の字名を存続した形での住所表示にしていくものと考えている。

委員

第2回委員会で、住民アンケート結果の中で岩作、熊張、前熊の3地区については大字を残す住所表示方法が良いといった意見が一番多かったので、この3地区については統一していきたいと事務局から説明があったと思うが、今回の答申案で、住所表示の方法は現在の字名のみ表記とすることが望ましいとしている。この点について、今後住民に対してどのような説明をしていくのか。

事務局

第2回委員会における各委員からの意見やアンケートの全体結果を踏まえ、第3回委員会では住所表示を短くするという方針に変更している。

事務局

第2回委員会ではアンケート結果を報告させていただき、第3回委員会では、住所を短くした場合と大字名と小字名を併記した場合の2種類の資料をお示しただけで、町の意思がそこにあった訳ではないと理解していただきたい。また、字名が重複する地名については、例えば早稲田という地名の場合は岩作早稲田、熊張早稲田といったように大字名を残して併記していくことを考えている。基本的には第3回委員会資料4でお示しした内容で検討していきたい。

委員

今後の住民への周知はどのようにしていくのか。

事務局

まずこの委員会の答申を後日委員長より町長へしていただくことにしており、3月号広報に答申結果を掲載する。また、4月号広報には答申結果も含めた市制に関する特集号を掲載し住民へ周知していきたい。

事務局

答申をいただいた後、町が責任を持って方針を決定していくが、住民のみなさんに周知しながらどの形が一番良いかを判断させていただく。

委員

住民から意見が出た場合、事務局対応でよいか。

事務局

町で方針を決定していくので、町で対応する。

委員長

他に意見がないようであれば、本委員会としての方針を決定していく。答申内容について、(案)のとおりとしてよいと考える委員は挙手をお願いします。

(16 委員が挙手)

委員長

それでは、賛成多数であるため、本委員会の結論として、答申内容は(案)のとおりとします。

■ その他

委員長

それでは、「議題2 その他」に移ります。事務局、なにかありますか。

事務局

答申日程と今後の予定についてお知らせがあります。答申については、明日2月16日、水曜日に委員会を代表し、吉田委員長より町長に手渡していただく予定であり、その後、2月25日に国勢調査人口が総務省から公表され、これに基づき、国や県との協議に入る。

委員長

長久手町市制施行名称等検討委員会の議事は、これですべて終了しました。これまで円滑な議事運営にご協力いただき、誠にありがとうございました。本日決定した答申内容に基づき、明日、本委員会を代表して、町長に答申書を渡してまいりたいと思う。それでは議事の

進行を事務局にお返しします。

事務局

この委員会での協議結果を受けて町の方針を決定し、平成24年1月4日の市制施行を万全な態勢で迎えられるよう、町を挙げて全力で準備を進めてまいりたい。変更手続き等、今後とも様々な点でご迷惑をおかけするかと思うが、答申にもあるとおり、十分な事前周知に努めてまいりので、今後ともよろしく願いいたします。それでは、第4回長久手町市制施行名称等検討委員会を終了します。本日は、お疲れさまでした。